

EC 及び OECD の統計資料より欧州諸国 4 カ国の社会保障財源の動向が明らかになった。

統計資料の分析結果は、研究報告書本文の通りであるが、総括的な考察としては次のとおりである。

#### 1. 欧州諸国の社会保障財源に関する統計資料からの政策的含意

(1) 日本は、この 40 年間で社会保険料が GDP に占める割合はフランスやドイツよりも大きく伸びている。しかし、2004 年でもまだ、フランスやドイツよりもかなり低い。また、税方式のスウェーデンよりもかなり低い。わが国の社会保険料負担の水準を考える際に、このような事実は冷静に踏まえておくことが重要と考えられる。

(2) 欧州諸国は、高齢化の進展等により社会保障の財源については様々な改革の試みを行っているが、保険料財源の比重が減っている国もあれば（ドイツやフランス）、増加している国（スウェーデン）もあり、また、あまり変わっていない国（イギリス）もある。

(3) 社会保険料が既に十分に高い水準にある国（ドイツやフランス）においては、税財源の割合の増加が見られるが、これは、社会保障負担の増加による社会保険料の増加が受容できない水準まで達している場合に、追加的・補足的に社会保険方式と異なる財源調達手段を導入していると捉えることができる。

(4) フランスでは社会保険方式を原則とした上で、目的税である CSG の導入や率の引き上

げ等により税財源の割合を高めている。しかし、現在でも社会保障費の約 3 分の 2 は社会保険料が財源である。

また、フランスにおいては、社会保険料負担における事業主負担と被保険者負担の割合についても変化が見られる。2004 年の OECD 統計における歳入全体に占める社会保険料負担の割合は被保険者 9.3%、事業主 25.3%と、日本やドイツに比べてフランスは事業主負担の割合が極めて高いが、ここ 40 年間に於いて被保険者負担の割合は 2.6%の増加に対して事業主負担は 0.4%の増加となっている。社会保険料負担の増加圧力が被保険者負担に向かった形だが、より負担が低いところに負担の増加圧力が向かいやすいことの一例と考えられる。

(5) ドイツにおいても税財源への移行が起きている。しかし、ドイツもフランスと同様に保険料水準が相当高いが、フランスほど大きな移行の動きとはなっていない。

(6) スウェーデンは税財源を主要な財源調達方式としている社会保障の先進国であるが、ドイツやフランスと逆の動き、即ち社会保険料の財源割合の増加と税財源の割合の低下が見られる。しかも、年金改革により従来大きな比重を占めてきた事業主負担だけでなく被保険者の負担が増加する動きもある。

(7) イギリスにおいては、この 10 年間で税と社会保険料の財源に占める割合に大きな変動はない。この 10 年間に於いてイギリスでは、

税財源である医療費保障制度の NHS について、ブレア政権下の NHS 改革のため支出額が増加しているのに対して、保険料を財源とする社会保険方式の年金については、賃金スライドせず、所得代替率が下がっていく改革がサッチャー政権下で行われている。NHS が税財源、年金が保険料財源で賄われていることを考えれば、このような改革の動きは税財源の割合を上昇させるものと考えられるが、年金については所得代替率引き下げの効果を上回る受給者数増加等による給付の増加があり、結果的に税財源と保険料財源の割合に大きな変化が生じなかったものと考えられる。

(8) このように、高齢化等の人口構成の変化や社会経済の変動の中で、ドイツやフランスのような社会保険方式を主要な財源調達手段としている国々においても取組の状況は様々であり、また、スウェーデンのような税財源を主要な財源調達としている国でも財源構造に変化が見られる。社会保障財源の在り方について欧州諸国は様々な取組を行っているといえる。

## 2. 欧州諸国の分野別社会保障財源構造

(1) イギリスでは、年金＝保険料、医療＝税(公費)という区分の中で保険料と年金は、そもそもイギリスではゼロサムの関係にはない。それを表すものとして、イギリス財務省発表の資料においても、保健(医療)と社会保障(主に現金給付)がそれぞれ独立した制度として、

防衛、治安、農林水産業、交通等と並列で位置づけられている。

(2) スウェーデンでは、日本では児童手当を含む児童家庭福祉施策は、税財源により賄われているが、スウェーデンでは児童手当が保険料財源となっている。

また、政府の社会保険庁が社会保険制度と位置づけている制度の中に保険料財源が全く投入されていない分野がある。日本の社会保険制度も多額の公費が投入されている(例えば国民健康保険においては給付費の50%が公費で賄われている)が、全額公費の制度は社会保険制度とは位置づけられてない。このような点で日本とスウェーデンにおける社会保険の考え方に違いがあると考えられる。

(3) フランスの社会保障財源の分野ごとの状況については、①医療保険に当たる疾病分野や家族分野における財源状況が CSG の導入によって他の分野と比べて税財源の割合が高くなっていること、②長期保険の分野である老齢部門において事業主(特に国)が公務員、フランス国鉄、フランス銀行等の公共部門の職員のために直接社会保障制度に対して支払う「擬制保険料」(Cositations fictives)の割合が高くなっているのは、日本でも国家公務員共済組合制度が施行される前の国家公務員の年金給付のために国が一般財源を導入している例があるが、このような事情と共通していること等が興味深い。

(4) ドイツでは、基本的に、年金、医療、介

護については保険方式による財源運営となっているが、年金においては税財源の割合が、1991年に14.9%、1997年に18.6%、2005年に24.4%と増加している。一方、医療・介護では医療について給付総額から見ると僅かな定額補助がなされているだけである。医療で租税代替化が進む一方で、年金では現在でも9割以上が保険料財源であるフランスとは対照的な状況になっている。

#### E. 結論

社会保険方式は、ドイツやフランスの社会保障制度において中心となる財源調達方法であり、それが今後急速に大きく変化することは考えにくい。

ただし、今後の社会保障費用の増加に対して、社会保険方式以外の財源調達方式の追加等の修正は必要となると思われる。しかし、その場合でも負担する国民にとってわかりやすい、透明性と公平性の高い負担の仕組みが重要となる。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし

## 欧州諸国における社会保障財源（税と保険料）の構造

本田達郎  
医療経済研究機構 研究主幹

### I. 統計資料からみた欧州諸国の社会保障財源の構造

ここでは、欧州諸国の社会保障財源の動向を、欧州の社会保障に関する共通統計資料である、欧州委員会（EC）の「欧州社会統計-社会保障の支出及び収入-」（European Social Statistics-Social protection Expenditure and receipts<sup>1</sup>）及び経済協力開発機構（OECD）の「歳入統計」（Revenue Statistics）を用いて、社会保障に特化した財源における税と社会保険料の財源構造、政府の歳入全体における税と社会保険料の財源構造や GDP との対比といった観点から考察する。

#### 1. 社会保障に特化した財源における税や社会保険料等の財源構造について

「欧州社会統計」は、欧州委員会（EC）が作成・刊行している統計資料である。社会保障に関する欧州連合（EU）加盟国における支出／収入の状況が把握されている。収入については、社会保険料（事業主負担分／被保険者負担分（被用者、自営業者、退職者）、政府一般拠出、その他の分類と拠出者の分類（企業、政府（中央／地方）とがなされている。

EUにおいて社会保障の具体的施策については加盟国の専権事項となっているが、加盟国の社会保障制度に関する情報を集積・共有化するため、統計整備や「社会保障に関する相互情報交換制度」（Mutual information system on social protection）<sup>2</sup>が設けられている。欧州社会統計はこのような統計整備の一環である。

以下「欧州社会統計－社会保障支出と収入－1995-2003」（European Social Statistics-Social protection Expenditure and receipts－1995-2003）を概観しながら、EU諸国の中で社会保険方式を基本としているドイツ及びフランス、税を主要な財源としてい

<sup>1</sup> EC及びOECDにおいては、social protectionが日本における社会保障とほぼ同様の範囲で使われている。例えば、欧州統合社会保護統計制度（ESSPROS）における社会保護の機能としては、疾病／保健医療、障害、老齢、遺族、家族／育児、失業、住宅、他の分類に入らない社会的排除への対策の8項目が上げられている。

<sup>2</sup> EUでは、統計や情報交換のほかに、長期的に加盟国間の制度の際を「収斂」させること等を目的として、年金、社会的統合、高齢者医療・介護の分野においては、加盟国における共通目標の設定等を内容とする「公開調整手法（Open Method of Co-ordination）」という方法がとられている。

るイギリス及びスウェーデンについて社会保障財源の動向を考察する。

### (1) ドイツ

社会保障制度の歳入の構成は、1994年には社会保険料：69.55%、政府（税）負担 28.8%であるが、2003年には社会保険料 63.73%、政府（税）負担 34.61%となっている。ドイツは年金・医療とも社会保険方式であるが、年金財源へ 1998年に付加価値税率 1%に相当する追加的な連邦補助が、2000年には環境税収入の一部を財源とした追加的な連邦補助が行われたこと<sup>3</sup>等により税財源への移行が若干進んだとみられる。

社会保険料全体の比率の減少傾向の中で、事業主負担及び被保険者負担ともに 1994年から 2003年にかけて割合は減少している（事業主負担：40.86%(1994) → 36.28%(2003)、被保険者負担：28.68%(1994) → 27.44%(2003)）。

被保険者負担の中で圧倒的に高い割合が被用者負担であり（2002年において被保険者負担の中の 8割以上を占めている。）、このような傾向は一貫している。ドイツの社会保険制度が創設以降現在まで被用者を中心とした制度であることを歳入面でも明確に示している。

なお、欧州の社会保険料の事業主負担には現実 (actual) 分と帰属 (imputed) 分がある。後者は、保険者に帰属せず直接事業主に帰属するもので、わが国には存在しない<sup>4</sup>。

---

<sup>3</sup> 松本勝明 2004『ドイツ社会保障論－年金保険－』信山社 p82

<sup>4</sup> 事業主負担における「現実分」と「帰属分」については、ECの European Social Statisticsが根拠としている「欧州統合社会保護制度」(ESSPROS)においては、次のように説明されている。

事業主負担の現実分は、被保険者、被保険者であった者及び被扶養者の給付受給権確保のために使用者が保険者（社会保障基金、自治的年金基金などの非営利団体、商業保険会社等）に支払う保険料である。一方、事業主負担の帰属分は、(i)自治的保険者の介入なしに、かつ、(ii)貸借対照表上そのための固有の積立金を維持する必要はなく、被保険者、元被保険者及び被扶養者に対して給付を提供することにより又は将来の給付を約束することによって事業主に生じる保険料である。

表1 財源の類型別及び分野別の歳入の詳細(ドイツ)

(billion EURO)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003p
歳入合計	509	532	559	568	584	606	630	639	656	667
類型別										
社会保険料	354	367	375	382	388	395	415	419	422	425
構成割合(%)	69.55	69.03	67.06	67.20	66.42	65.25	65.97	65.62	64.41	63.73
事業主負担	208	215	214	217	220	225	242	243	243	242
現実分	143	147	152	157	158	162	166	168	169	172
帰属分	65	67	61	60	62	63	76	75	73	70
被保険者負担	146	152	161	165	168	170	173	176	180	183
被用者	121	125	130	135	137	140	142	144	145	149
自営業者	6	7	7	7	7	7	7	7	8	8
年金受給者等	20	21	24	23	23	23	24	24	26	27
政府負担	146	151	169	171	181	198	201	206	222	231
構成割合(%)	28.58	28.38	30.22	30.03	31.05	32.65	31.86	32.30	33.87	34.61
目的税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般歳入	146	151	169	171	181	198	201	206	222	231
その他	10	14	15	16	15	13	14	13	11	11
構成割合(%)	1.87	2.60	2.72	2.77	2.53	2.10	2.17	2.08	1.72	1.66

出典: European Commission, 2006, European Social Statistics-Social protection Expenditure and receipts Data 1995-2003

## (2) フランス

フランスにおける社会保障財源は、1994年には75.27%が社会保険料だったが、一般社会拠出金(Contribution Sociale Generalisee-CSG)<sup>5</sup>の導入及びその率の引き上げ等により税財源へ移行が見られ、2003年には67.06%となっている。一方、政府(税)負担の割合は1994年の21.47%から、2003年には29.71%となっている。

1994年から2003年まで社会保険料の割合が減少する中で、事業主負担及び被保険者負担の割合はいずれも減少しているが(事業主負担:47.83%(1994)→46.17%(2003)、被保険者負担:27.54%(1994)→20.91%(2003))、被保険者負担割合の減少が著しい。これはCSG導入及び率の引き上げにより、納付額が大きい医療保険の保険料について98年までに被保険者負担の軽減が行われたことが被保険者負担割合の減少に大きく影響したものと考えられる。

政府(税)負担の内訳では、目的税が社会保障財源に占める割合が、1994年の234.9億ユーロから2003年には945.1億ユーロと急増しており、目的税の範疇に位置づけられるCSGの率の引き上げが大きな要因となっている。特に、医療保険料の被保険者負担の軽減の財

<sup>5</sup> CSGは、1991年に導入され、93年、97年及び98年に率が引き上げられている。用途は、93年では家族及び高齢者生活最低保障、97年及び98年では家族、高齢者生活最低保障及び医療の被保険者負担となっている。現在、賃金等の稼働所得に対して7.5%、代替所得に対して6.6%、資産所得・投資益に対して8.2%、賭博益に対して9.5%が賦課されている。このように稼働所得に限定されず、年金給付にも賦課される賦課ベースの広い強制拠出金となっている。法的には税として位置づけられているが、社会保障機関を通じて徴収され、一般会計に帰属せず社会保障財源に直接充当される等曖昧な要素もある。

源として CSG が導入することとなった 98 年には、目的税の総額は前年の 354.5 億ユーロから 653.9 億ユーロと約 1.9 倍増加している。

表2 財源の類型別及び分野別の歳入の詳細(フランス)

(billion EURO)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003p
歳入合計	345	356	372	384	399	415	429	450	468	483
類型別										
社会保険料	260	267	279	281	265	277	284	299	312	324
構成割合(%)	75.27	74.91	74.85	73.03	66.38	66.74	66.30	66.42	66.65	67.06
事業主負担	165	169	174	179	184	193	198	207	215	223
現実分	133	136	140	145	149	156	160	168	174	180
帰属分	31	33	35	34	36	37	38	40	41	43
被保険者負担	95	98	104	102	81	84	86	92	97	101
被用者	78	81	85	82	66	69	70	74	79	83
自営業者	14	14	16	15	14	14	15	16	17	17
年金受給者等	3	3	4	4	1	1	1	1	1	1
政府負担	74	77	82	92	124	126	129	134	139	144
構成割合(%)	21.47	21.54	21.95	23.90	30.94	30.43	29.95	29.88	29.78	29.71
目的税	23	26	27	35	65	69	83	90	92	95
一般歳入	51	51	55	56	58	57	46	45	47	49
その他	11	13	12	12	11	12	16	17	17	16
構成割合(%)	3.26	3.55	3.20	3.07	2.69	2.82	3.74	3.70	3.58	3.23

出典: European Commission, 2006, European Social Statistics—Social protection Expenditure and receipts Data 1995–2003

### (3) イギリス

1994 年には、社会保険料 48.10%、政府（税）負担 51.05%であり、2003 年には社会保険料 48.95%、政府（税）負担 49.47%と EC の統計上は社会保障財源における税と社会保険料の割合に大きな変動はない。

この 10 年間ににおいてイギリスでは、税財源である医療費保障制度の NHS について、ブレア政権下の NHS 改革のため支出額が増加しているのに対して、保険料を財源とする社会保険方式の年金については、賃金スライドせず、所得代替率が下がっていく改革がサッチャー政権下で行われている。NHS が税財源、年金が保険料財源で賄われていることを考えれば、このような改革の動きは税財源の割合を上昇させるものと考えられるが、年金については所得代替率引き下げの効果を上回る受給者数増加等による給付の増加があり<sup>6</sup>、結果的に税財源と保険料財源の割合に大きな変化が生じなかったものと考えられる。

一方、社会保険料負担のうち、事業主負担の割合が約 7%増加（25.74%(1994) → 32.78%(2003)）しているのに対して、被保険者負担の割合は、1994 年に 22.28%であったのが 2003 年には 16.23%と約 6%減少している。

スウェーデンとも共通するが、社会保障制度の大きな柱である医療費保障制度が税方式となっているため、保険料財源の割合は、ドイツやフランスが約 3 分の 2 を占めるのに対して、イギリスでは 2003 年で 5 割弱である。

<sup>6</sup> 表 12 参照

表3 財源の類型別及び分野別の歳入の詳細(イギリス)

(billions of national currency)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002p	2003*
歳入合計	202	210	222	233	238	250	266	276	281	302
類型別										
社会保険料	97	102	110	119	125	130	139	137	133	148
構成割合(%)	48.10	48.65	49.63	51.17	52.71	51.95	52.43	49.68	47.56	48.95
事業主負担	52	53	57	61	65	70	79	83	91	99
現実分	39	41	45	49	52	57	65	68	75	84
帰属分	13	12	12	12	13	13	14	15	17	15
被保険者負担	45	49	53	58	60	60	60	54	42	49
被用者	44	47	51	57	59	58	58	52	40	47
自営業者	1	1	2	2	1	2	1	2	2	2
年金受給者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政府負担	103	106	110	112	110	117	123	134	143	149
構成割合(%)	51.05	50.45	49.52	48.01	46.40	46.87	46.38	48.52	50.99	49.47
目的税	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
一般歳入	103	106	110	112	110	117	123	133	142	148
その他	2	2	2	2	2	3	3	5	4	5
構成割合(%)	0.85	0.90	0.86	0.82	0.89	1.19	1.20	1.80	1.45	1.58

出典: European Commission, 2006, European Social Statistics—Social protection Expenditure and receipts Data 1995–2003

## (4) スウェーデン

社会保険料の社会保障財源における構成割合が 1994 年の 40.78%から 2003 年には 49.36%と約 9%増加している。一方、同じ時期の政府(税)負担の割合は、51.41%から 48.84%に低下している。

このような変化の背景には、保険方式で運営されている傷病手当が増加していること、給付費全体が増加する中で保険料負担は給付費の増加と比例的に増加すること、医療費の伸びの鈍化等があると考えられる。

社会保険料の割合の内訳では、被保険者負担の割合の増加 (2.87%(1994) → 8.83%(2003)) が、事業主負担の割合の増加 (37.92%(1994) → 40.51%(2003)) と比べて著しい。これは、1999 年の年金制度改革に伴う年金保険料本人負担分 (7%) の導入などに伴うものと考えられる。



表4 財源の種類別及び分野別の歳入の詳細(スウェーデン)

(billions of national currency)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003p
歳入合計	662	662	668	677	694	702	751	801	835	906
類型別										
社会保険料	270	282	306	317	338	327	375	419	429	447
構成割合(%)	40.78	42.60	45.75	46.86	48.72	46.58	49.97	52.36	51.35	49.36
事業主負担	251	247	262	265	275	261	304	345	352	367
現実分	231	227	240	243	249	234	277	315	321	337
帰属分	20	21	22	22	26	28	28	30	30	31
被保険者負担	19	35	44	53	63	66	71	74	77	80
被用者	14	30	39	48	59	62	66	68	71	74
自営業者	5	5	5	5	4	4	4	6	6	6
年金受給者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政府負担	340	328	314	315	316	340	344	363	380	442
構成割合(%)	51.41	49.51	46.98	46.50	45.49	48.39	45.76	45.31	45.49	48.84
目的税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般歳入	340	328	314	315	316	340	344	363	390	442
その他	52	52	49	45	40	35	32	19	16	16
構成割合(%)	7.81	7.89	7.27	6.64	5.79	5.02	4.28	2.33	1.97	1.80

出典: European Commission, 2006, European Social Statistics-Social protection Expenditure and receipts Data 1995-2003

## (5) 4 力国の全体的考察

既に社会保険方式による財源調達で保険料が相当に高い水準に達しているドイツやフランスでは、税財源の割合が上昇し、保険料財源の割合が低下する傾向が見られるが、いずれの国においても財源の約 3 分の 2 は保険料であり財源としての保険料の重要性は従前と同様であり、また、保険料以外の財源を投入する際にはその必要性や目的を明確にしていること等から社会保険方式の原則は堅持されていると考えられる。

税方式を主要な財源調達手段としてきたスウェーデンにおいて、むしろドイツやフランスとは逆の傾向が見られる。また、イギリスについては大きな変化はない。社会保障における国や事業主の責任が重視されてきたスウェーデンにおいて被保険者負担の割合が増加してきたことは注目される。

## 2. 歳入全体からみた財源（税及び保険料等）の動向について

歳入統計 (Revenue Statistics) は、OECD が作成・刊行しており、OECD 加盟国の公的部門の歳入全体の内訳が、個人所得税、法人所得税、社会保険料（事業主負担／被保険者負担）、人頭税 (payroll tax)、物品税、一般消費税、特別消費税、その他と分類されている。なお、この歳入統計の中では社会保険料も広い意味での税収入 (tax mix) として位置づけられている場合もあるが、税と保険料については、OECD において税と保険料が同趣旨の財源として理解されているわけではない<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> 1999 年発行の OECD の歳入統計においては、社会保険料は、義務として政府に払い込まれるものであり、賦課方式による財源調達を通して世代間における一種の所得再分配を行っているこ

ここでは、「歳入統計－1965-2005－」（2006年版）のデータに基づいて、OECD加盟国全体の歳入の中の社会保険料の動向について概観した後、ドイツ、フランス、イギリス及びスウェーデンについて考察する。

#### (1) 概観

OECD加盟国における個人所得税の割合は、社会保険料の割合が増加する一方で減少している。OECD加盟国全体で保険料収入が歳入全体に占める割合は1965年の18%から2004年には25%に上昇し、単一項目では個人所得税を抜いて最大の割合となっている。このような増加は、直接的には、失業率の増加、高齢化及び政府の医療費支出の増加による給付費総額の増加圧力によるものである。OECD諸国で2004年においては、社会保険料の歳入全体に占める割合は、デンマークの2%から、ドイツ及びポーランドの41%、チェコ共和国の42%まで様々である。オーストラリアとニュージーランドは社会保険料についての報告はない。

オーストラリア、チェコ共和国、フランス、ドイツ、日本、オランダ、ポーランド、及びスペインの8カ国は、現在、収入項目の中で社会保険料が占める割合が最も高くなっている国である。これらの国において社会保険料が果たしている役割は、所謂ビスマルクモデルに起源がある。このモデルは、特別な保険制度として政府が設けた社会保障制度である。これらの国の中で多くの国において、中央政府の予算とは独立した基金が保険料を徴収している。一方、スカンジナビア半島諸国や英語圏の国においては、社会保障給付のための支出の主要な部分は政府の税収によって直接賄われていることが多い。他方、ビスマルクモデルを基本としている国においても、社会保障基金（医療保険者等）は恒常的な赤字があるため一般会計からの繰り入れ、即ち税収が必要となっている。

OECD諸国においては、社会保険料によって賄われる社会保障給付の割合が国によって大きく異なるだけでなく、事業主負担と被保険者負担の割合にも大きな違いが見られる。

---

と等から税と同様の位置づけが可能としているが、保険料が受給権と結びついていることや保険料の支払額が受給額に反映されることが社会保障制度の主流であることは是認しており、このような性格の強弱によって実際は保険料か税かの判別が難しいケースが多いことが言及されている。なお、筆者が2005年11月に取材したOECDの社会政策課長や税制統計課長は、上記のような考え方を是認していなかった。

表5 OECD域内の租税構造

(%)

	1965	1975	1985	1995	2004
個人所得税	26	30	30	27	25
法人所得税	9	8	8	8	10
社会保険料	18	22	22	25	26
(被用者)	(6)	(7)	(7)	(8)	(9)
(事業主)	(10)	(14)	(14)	(14)	(15)
人頭税	1	1	1	1	1
物品税	8	6	5	6	6
一般消費税	14	14	16	18	19
特別消費税	24	18	16	13	11
その他	1	1	1	3	3
合計	100	100	100	100	100

出典: OECD, 2006, Revenue Statistics 1965-2005

## (2) 4カ国の状況

## ① 社会保険料総額の対 GDP 比

フランスが 11.8%(1965) → 16.1%(2004)、ドイツが 8.5%(1965) → 14.1%(2004) という増加に対して、日本は 4.0%(1965) → 10.0%(2003) と 2.5 倍増加している。日本がこの間、社会保険料が経済に占める割合について、社会保険方式を取るドイツ及びフランスと比べても大きく伸びていることがわかる。しかし、経済に占める割合については、日本はフランスやドイツに比べるとまだ低い。また、税を主要な財源調達手段としているスウェーデン (4.2%(1965) → 14.3%(2004)) との比較でもかなり低い水準にある。スウェーデンとの比較においてはそもそもの経済規模の違い(2000年の GDP では、日本が 4兆 7,653 億ドルに対して、スウェーデンは 2,290 億ドルと日本がスウェーデンの約 20 倍) にも留意する必要があると考えられる。イギリスは 4.7%(1965) → 6.8%(2004) と増加傾向にあるものの比較的大きな変動はない。

表6 社会保険料の対国内総生産比

(%)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2003	2004
アメリカ	3.3	4.3	5.2	5.8	6.4	6.9	6.9	6.9	6.8	6.7
日本	4.0	4.4	6.1	7.4	8.3	7.7	9.0	9.5	9.9	10.0
ドイツ	8.5	9.8	12.0	12.9	13.6	13.4	14.5	14.5	14.4	14.1
フランス	11.8	12.2	14.4	17.2	18.3	18.6	18.4	16.0	16.3	16.1
イギリス	4.7	5.2	6.2	5.9	6.7	6.2	6.2	6.3	6.5	6.8
スウェーデン	4.2	5.7	8.1	13.5	11.9	14.4	13.3	14.7	14.6	14.3
OECD合計	4.7	5.3	6.6	7.2	7.7	7.9	9.0	9.1	9.5	9.4
OECDアメリカ	2.4	3.7	4.2	3.8	4.2	4.5	4.9	4.9	5.1	5.0
OECDパシフィック	1.3	1.5	1.5	1.9	2.1	2.2	2.6	3.4	3.7	3.8
OECDヨーロッパ	5.4	6.1	7.9	8.8	9.4	9.7	10.7	10.6	11.0	10.9
EU19	6.3	6.9	8.9	10.0	10.7	10.8	11.9	11.5	11.9	11.7
EU15	6.3	6.9	8.9	10.0	10.7	10.8	11.5	11.3	11.4	11.3

出典：OECD, 2006, Revenue Statistics 1965-2005

## ② 歳入全体に占める社会保険料財源の割合

1965年から2004年までに日本は21.8%から37.7%と上昇し、概ねドイツ(26.8%(1965) → 40.7%(2004))やフランス(34.2%(1965) → 37.1%(2004))の水準に近づいたと言える。フランスやドイツでは歳入全体に占める社会保険料の割合が増加しているが、社会保障財源に占める社会保険料の割合は、1.で分析したとおり減少している。これは、社会保障の規模が増大する中で、社会保障財源の中での割合は減少しても歳入全体の中の割合では増加していることを示している。

また、フランスとドイツでも事情が異なっており、フランスでは1990年代前半から2000年代にかけて社会保険料財源の割合が減少している(44.1%(1990) → 37.1%(2004))が、ドイツは一貫して上昇基調にある(37.5%(1990) → 40.7%(2004))。1.で見たとおりフランスではCSGの導入やその率の引き上げが進み税財源の割合が増加したのに対して、ドイツではフランスほどの税財源への移行は起きなかったことになる。

スウェーデンやイギリスについては、対GDP比と同様に歳入全体に占める社会保険料の割合の動向についても増加傾向がみられる。

表7 歳入総額に占める社会保険料

(%)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2003	2004
アメリカ	13.3	16.1	20.5	21.9	25.2	25.1	24.8	23.2	26.5	26.3
日本	21.8	22.3	29.0	29.1	30.3	26.4	33.5	35.1	38.5	37.7
ドイツ	26.8	30.3	34.0	34.3	36.5	37.5	39.0	39.0	40.5	40.7
フランス	34.2	36.3	40.6	42.7	43.3	44.1	42.9	36.0	37.7	37.1
イギリス	15.4	13.9	17.5	16.7	17.8	16.9	17.7	17.0	18.3	18.8
スウェーデン	12.1	14.9	19.5	28.8	25.0	27.2	27.6	27.5	29.1	28.4
OECD合計	17.7	19.1	22.0	22.1	22.2	22.3	24.7	24.5	26.1	25.9
OECDアメリカ	9.4	12.9	15.3	15.5	16.6	16.9	18.5	17.8	19.7	19.3
OECDパシフィック	7.3	7.4	7.5	7.6	7.9	7.9	10.1	13.0	14.5	14.6
OECDヨーロッパ	20.2	21.6	25.7	26.2	26.0	26.2	28.2	27.4	29.0	28.8
EU19	22.8	24.2	28.7	29.2	29.0	28.3	30.5	29.4	31.0	30.7
EU15	22.8	24.2	28.7	29.2	29.0	28.3	29.5	27.7	28.8	28.7

出典: OECD, 2006, Revenue Statistics 1965-2005

## ③ 歳入全体に占める社会保険料の被保険者負担と事業主負担の割合

2004年において、日本は被保険者16.2%、事業主17.1%、ドイツは被保険者17.6%、事業主19.8%、フランスは被保険者9.3%、事業主25.3%となっている。日本とドイツでは大きな違いはないが、フランスは日本やドイツに比べて被保険者負担割合が少なく、事業主負担割合が多くなっている。フランスは家族給付が全額事業主負担であり、医療保険について事業主が12.8%、被保険者が0.75%、年金について事業主8.20%、本人6.55%（いずれも2004年）と、事業主負担が大きい制度内容が統計に反映している。

1965年から2004年にかけての動向をみると、日本では被保険者負担割合の増加が、事業主負担割合の増加を若干上回っている（日本では被保険者が9%の増加（7.2%(1965) → 16.2%(2004)）、事業主が7.6%の増加（9.5%(1965) → 17.1%(2004)））。ドイツでは被保険者負担割合の増加が5.8%（11.8%(1965) → 17.6%(2004)）、事業主負担割合の増加が5.4%（14.4%(1965) → 19.8%(2004)）といずれも同程度増加している。フランスでは被保険者負担割合のみが増加している（被保険者2.7%増加（6.6%(1965) → 9.3%(2004)）、事業主負担の増加0%（25.3%(1965) → 25.3%(2004)））。1965年以降の40年間で、元々事業主負担に財源の比重が高かったフランスでは、被保険者負担割合に増加圧力が向かいやすかったと考えられる。

スウェーデンは被保険者負担割合（1.9%(1965) → 5.6%(2004)）、事業主負担割合（8.9%(1965) → 22.5%(2004)）のいずれも増加している。イギリスは概ね安定的な傾向であるが、事業主負担の割合の増加の方が大きい（被保険者負担：7.0%(1965) → 7.4%(2004)、事業主負担：7.6%(1965) → 10.4%(2004)）。

表8 社会保険料(被保険者負担分)の対国内総生産比 (％)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2003	2004
アメリカ	1.2	1.9	2.2	2.4	2.7	3.0	3.0	3.1	3.0	3.0
日本	1.3	1.7	2.2	2.6	3.0	3.1	3.7	4.0	4.3	4.3
ドイツ	3.7	4.4	5.2	5.7	5.9	5.8	6.4	6.4	6.3	6.1
フランス	2.3	2.3	3.1	4.5	5.0	5.6	5.7	4.0	4.1	4.0
イギリス	2.1	2.3	2.4	2.3	3.2	2.4	2.6	2.5	2.6	2.8
スウェーデン	0.6	0.8	-	0.0	0.1	0.1	1.6	2.8	2.9	2.8
OECD合計	1.5	1.7	2.1	2.3	2.6	2.7	3.0	3.0	3.0	3.0
OECDアメリカ	0.9	1.6	1.7	1.8	2.1	2.3	2.4	2.5	2.6	2.5
OECDパシフィック	0.4	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8	1.0	1.5	1.8	1.8
OECDヨーロッパ	1.8	1.9	2.4	2.7	3.0	3.2	3.5	3.3	3.3	3.3
EU19	2.2	2.3	2.7	3.0	3.4	3.5	3.8	3.6	3.5	3.5
EU15	2.2	2.3	2.7	3.0	3.4	3.5	3.9	3.7	3.6	3.6

出典: OECD, 2006, Revenue Statistics 1965-2005

表9 歳入総額に占める社会保険料(被保険者負担分) (％)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2003	2004
アメリカ	5.1	6.9	8.8	9.2	10.5	11.0	10.8	10.4	11.8	11.6
日本	7.2	8.5	10.8	10.2	10.8	10.7	13.8	14.7	16.6	16.2
ドイツ	11.8	13.6	14.9	15.3	15.8	16.2	17.1	17.2	17.7	17.6
フランス	6.6	6.9	8.6	11.1	11.8	13.2	13.4	8.9	9.5	9.3
イギリス	7.0	6.1	6.9	6.4	8.4	6.5	7.4	6.8	7.4	7.7
スウェーデン	1.9	2.0	-	0.1	0.1	0.1	3.4	5.3	5.7	5.6
OECD合計	5.8	6.1	7.2	7.1	7.5	7.8	8.3	8.1	8.5	8.5
OECDアメリカ	3.6	5.5	6.2	6.4	7.6	7.7	8.0	7.9	9.1	8.9
OECDパシフィック	2.4	2.8	2.7	2.6	2.7	3.0	3.9	6.0	7.1	7.1
OECDヨーロッパ	6.6	6.8	8.4	8.1	8.5	8.8	9.2	8.5	8.8	8.8
EU19	7.8	8.0	9.5	8.9	9.3	9.4	9.9	9.0	9.2	9.2
EU15	7.8	8.0	9.5	8.9	9.3	9.4	10.2	9.2	9.4	9.4

出典: OECD, 2006, Revenue Statistics 1965-2005

表10 社会保険料(事業主負担分)の対国内総生産比 (％)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2003	2004
アメリカ	1.9	2.3	2.8	3.1	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.4
日本	1.7	2.3	3.2	3.8	4.2	3.7	4.3	4.4	4.5	4.5
ドイツ	4.6	5.2	6.5	6.9	7.0	6.8	7.2	7.1	7.1	6.9
フランス	8.7	9.0	10.4	11.4	11.9	11.5	11.3	11.0	11.1	11.0
イギリス	2.3	2.6	3.8	3.6	3.4	3.6	3.4	3.6	3.6	3.7
スウェーデン	3.1	4.5	7.6	12.9	11.4	13.7	11.4	11.5	11.5	11.3
OECD合計	2.6	3.0	4.2	4.6	4.7	4.8	5.3	5.5	5.6	5.5
OECDアメリカ	1.4	2.0	2.4	2.6	3.2	3.1	3.3	3.1	3.2	3.1
OECDパシフィック	0.6	0.8	0.8	1.0	1.1	1.1	1.3	1.6	1.6	1.7
OECDヨーロッパ	3.1	3.5	5.0	5.6	5.6	5.8	6.3	6.4	6.5	6.5
EU19	3.5	3.9	5.6	6.4	6.4	6.4	7.0	7.0	7.1	7.0
EU15	3.5	3.9	5.6	6.4	6.4	6.4	6.4	6.5	6.7	6.6

出典: OECD, 2006, Revenue Statistics 1965-2005

表11 歳入総額に占める社会保険料(事業主負担分)

(%)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2003	2004
アメリカ	7.6	8.5	10.9	11.9	13.7	12.9	12.7	11.6	13.4	13.3
日本	9.5	11.6	15.1	14.8	15.4	12.7	16.0	16.4	17.5	17.1
ドイツ	14.4	16.1	18.3	18.4	18.9	19.1	19.3	19.2	19.9	19.8
フランス	25.3	26.6	29.3	28.4	28.0	27.2	26.4	24.8	25.8	25.3
イギリス	7.6	7.1	10.9	10.1	9.2	9.8	9.6	9.6	10.2	10.4
スウェーデン	8.9	11.7	18.3	27.6	23.8	26.0	23.7	21.6	22.9	22.5
OECD合計	9.9	10.9	13.8	14.0	13.3	13.1	14.2	14.4	15.1	14.9
OECDアメリカ	5.6	6.9	8.5	9.3	11.2	10.2	10.6	9.7	11.1	10.9
OECDパシフィック	3.2	3.9	4.0	4.0	4.2	4.1	5.3	6.0	6.3	6.4
OECDヨーロッパ	11.5	12.6	16.5	16.6	15.5	15.3	16.2	16.3	17.0	16.8
EU19	12.7	13.8	18.4	18.6	17.2	16.7	17.7	17.7	18.4	18.2
EU15	12.7	13.8	18.4	18.6	17.2	16.7	16.4	15.9	16.7	16.6

出典: OECD, 2006, Revenue Statistics 1965-2005

## II. 欧州諸国の分野別社会保障財源構造

各国の分野別社会保障財源の構造について、各国の政府機関が発表している統計資料を基に分析する。

### 1. イギリスについての分野別財源分析

#### (1) 統計資料の出所等

イギリスの財務大臣が議会で報告する資料として毎年作成している「公的支出の統計分析」(Public Expenditure Statistical Analyses)の「第3章 公的部門支出の傾向」(Trends in public sector expenditure)の「機能別サービス総費用」(Total Expenditure on Services by sub-function)のデータを基に財源分析を行った。この統計資料は、表題の通り支出に関するデータであるが、イギリスの社会保障制度の分野別・財源別データが見つからなかったため、支出のデータから分野別の財源構成について推定することとした。

#### (2) 制度ごとの財源種類

イギリスにおいては、国家年金(State pensions)(基礎年金及び国家第二年金(Second State Pension))、失業給付、寡婦給付、障害給付等の給付を行う単一の社会保険制度(国民保険)があり、この制度については保険料が財源となる。一方、国民保健サービス(NHS)については、国民保険からの拠出金(2割強)を除いてはほとんど税によって賄われている。なお、社会福祉サービスについては地方税、国庫交付金によって賄われている。

#### (3) 推移の状況

医療も年金等の現金給付も増大している。特に医療は、労働党政権における国民保健サービス(NHS)近代化計画を反映して2000年度から2005年度にかけて約1.65倍(54,343百万ユーロ→89,435百万ユーロ)に増加している。

現金給付については国家年金、障害給付、家族給付・所得補助・税額控除等が増加している。年金については、国家年金が増加している（2000年度：47,824百万ユーロ→2005年度：65,043百万ユーロ）のに対して、公務員共済年金が、2001年度：5,034百万ユーロ、2002年度：4,012百万ユーロ、2003年度：1,866百万ユーロ、2004年度1,064百万ユーロと減少している。この減少の背景には、公務員の年金に対して厳しい批判があり、また、支出に必要な公費を事業主負担に切り替えていることがあると考えられる。

#### (4) イギリスの財源構造の特色

年金＝保険料、医療＝税（公費）という区分の中で保険料と年金は、そもそもイギリスではゼロサムの関係にはない。

それを表すものとして、別表においても、保健(医療)と社会保障(主に現金給付)がそれぞれ独立した制度として、防衛、治安、農林水産業、交通等と並列で位置づけられている。



表12 機能別サービス総費用(2000-01から2005-06)

(百万ユーロ)

	国統計					2005-06 決算推計
	2000-01 決算	2001-02 決算	2002-03 決算	2003-04 決算	2004-05 決算	
一般公的サービス	8,393	9,663	10,109	10,812	12,107	12,992
EU関係	- 2,579	- 4,845	- 1,885	- 2,230	- 892	- 9
国際的サービス	4,219	4,496	4,806	5,328	5,642	6,429
ODA	2,889	3,053	3,265	3,696	3,693	4,349
その他	1,330	1,443	1,542	1,632	1,949	2,081
公的部門の債務利払い	26,615	22,732	21,821	23,122	24,871	26,591
中央政府の債務利払い	25,995	22,095	20,943	22,327	23,987	25,747
地方自治体の債務利払い	385	350	306	356	412	412
公共企業体の債務利払い	235	287	572	439	472	432
防衛	25,638	25,392	27,039	28,816	29,840	31,112
国家防衛	25,632	25,390	27,034	28,730	29,805	31,070
民間防衛	6	3	4	86	35	41
公共の秩序と安全	20,189	22,878	24,740	26,992	29,013	30,141
警察	9,675	11,216	12,065	13,460	14,561	15,489
消防	1,953	2,084	2,283	2,389	2,541	2,753
司法	3,576	4,478	4,928	5,372	6,072	5,783
移住と公民権	1,398	1,729	1,797	1,942	1,704	1,547
刑務所、犯罪者	2,942	2,591	2,888	2,983	3,241	3,613
その他	645	780	780	847	894	956
公営企業及び経済開発	4,874	4,898	5,623	6,376	6,876	6,622
経済開発及び貿易	786	956	1,072	1,031	1,123	1,254
事業支援	2,092	2,099	2,389	2,882	3,018	2,404
地域支援	1,996	1,842	2,161	2,462	2,735	2,964
科学技術	1,416	1,651	2,032	2,255	2,432	2,890
雇用政策	3,869	3,840	3,535	3,872	3,743	3,873
農林水産業	4,685	6,442	4,786	5,316	5,432	5,878
交通	9,225	10,891	12,936	15,931	16,105	18,376
国道	1,970	2,152	2,419	2,295	2,387	3,166
地方道路	3,350	4,011	4,570	4,638	5,107	5,220
地方公共交通	2,309	2,308	2,920	4,784	4,059	5,210
鉄道	1,057	1,799	2,444	3,396	3,783	3,645
その他	539	622	583	817	769	1,135
環境保全	4,976	5,395	5,916	6,119	6,877	8,548
環境保全	4,786	5,186	5,680	5,812	6,573	8,218
環境研究	190	209	236	307	304	331
住宅及び地域環境整備	5,266	6,215	5,335	6,409	7,907	9,298
保健	54,343	59,801	66,220	74,730	82,534	89,435
医療サービス	52,962	58,210	64,626	72,798	80,412	87,242
医療研究	367	400	381	446	452	527
中央保健及びその他のサービス	1,013	1,191	1,214	1,485	1,670	1,666
レクリエーション・文化・環境	8,356	8,696	9,689	9,599	9,924	11,430
遺産、芸術、図書、映画	2,391	2,496	2,726	3,013	3,152	3,537
スポーツ、レクリエーション	2,029	2,088	2,298	2,452	2,667	2,892
放送	2,382	2,752	3,140	3,047	3,203	3,317
宝くじ	1,514	1,313	1,473	1,025	829	1,591
その他	40	46	52	63	72	92
教育・訓練	45,898	50,981	54,748	60,861	65,423	69,740
5歳以下	2,514	3,123	3,320	3,788	4,171	4,257
小学校	12,497	13,681	14,645	16,439	17,179	18,192
中学校	13,189	14,735	15,875	17,968	19,349	20,375
高校	5,907	6,382	6,757	7,219	7,761	8,361
大学以上	4,776	5,728	6,378	7,133	7,378	8,016
学生支援	1,804	1,515	1,228	1,156	1,925	2,080
訓練	1,401	1,132	1,458	1,655	1,738	1,886
その他	3,809	4,686	5,085	5,503	5,922	6,573
社会保障	127,860	136,557	144,673	155,254	163,714	170,320
障害給付	19,825	21,455	21,385	22,444	23,381	24,069
国家年金	47,824	51,585	54,246	57,186	61,365	65,043
公務員共済年金	4,820	5,034	4,012	1,866	1,064	291
寡婦給付	1,023	1,133	1,126	1,041	954	915
家族給付、所得補助及び税額控除	22,375	23,931	25,972	31,154	32,990	34,400
失業給付	3,176	2,938	4,195	4,114	3,832	4,063
住宅給付	11,548	11,910	13,045	12,837	13,504	14,365
個人的社会サービス	13,444	14,511	16,859	20,840	22,849	23,796
管理費及びその他のサービス	3,826	4,061	3,834	3,772	3,774	3,376
不詳	-	-	-	-	-	- 1,231
計	353,242	375,682	402,123	439,562	471,547	502,435
補正	13,086	13,875	19,142	17,991	19,445	20,717
計(補正後)	366,328	389,557	421,265	457,553	490,992	523,152

出典：イギリス財務省

## 2. スウェーデンについての分野別財源分析

### (1) 統計資料の出所等

スウェーデンの社会保険庁が、毎年同国の社会保険の財政規模や財源について報告している「スウェーデン社会保険制度の規模と財源」(The Scope and Financing of Social Insurance in Sweden) に記載されている「社会保険収入・支出」(Social insurance income and expenditure) において、収入の部分が、疾病保険、老齢年金等の分野ごとに「保険料」、「法律に基づく国費」及び「その他」に分類されている。ここでは、この統計資料の2000年から2005年までのデータを基にスウェーデンの社会保障制度の分野別の財源分析を行った。

なお、この社会保険の収入・支出には、保健医療サービス等の現物給付は含まれていない。

### (2) 制度ごとの財源種類

スウェーデンの社会保険制度においては、老齢年金、遺族年金、労災手当、傷病手当、両親保険等が保険料を財源としており、他は公費である。なお、保健医療サービスについては公費で賄われている。したがって、日本の社会保障制度に相当するスウェーデンの制度の財源構造を把握するためには、欧州委員会 (EC) の「欧州社会統計—社会保障の支出及び収入—」(European Social Statistics-Social protection Expenditure and receipts-) 等を参照することが適当である<sup>8</sup>。

### (3) 推移の状況

推移の中で特徴的な部分は、傷病手当と老齢年金の顕著な増加である。

傷病手当<sup>9</sup>は、日本の医療保険の現金給付部分を担当している社会保険制度である。この分野の支出は、2000年の87,148百万SEK(うち保険料による部分が74,574百万SEK)が2005年には124,311百万SEK(うち保険料による部分が23,504百万SEK)と増加している。疾病にかかった場合スウェーデンにおいては現金給付としての傷病手当を受けようとする動機付けが非常に強いことが増大の原因であり、スウェーデンの社会保障財源全体における保険料財源の比率上昇させる一因となっていると考えられる。

老齢年金は、2000年の205,576百万SEK(うち保険料による部分は173,575百万SEK)から、2005年には340,446百万SEK(うち保険料による部分は214,709百万SEK)と約1.7倍増加している。2000年に抜本改正されたスウェーデンの年金制度の給付額が着実に増加している。

<sup>8</sup> ECの統計資料によれば、社会保険料の社会保障財源における構成割合が1994年の40.78%から2003年(暫定)には49.36%と約9%増加している。一方、同じ時期の政府(税)負担の割合は、51.41%から48.84%に低下している。

<sup>9</sup> The Scope and Financing of Social Insurance in Sweden においては、Sickness insurance と英文に訳されているが、現物給付を含むものではない。

#### (4) スウェーデンの財源構造の特色

日本では児童手当を含む児童家庭福祉施策は、税財源により賄われているが、スウェーデンでは児童手当が保険料財源となっている。

また、政府の社会保険庁が社会保険制度と位置づけている制度の中に保険料財源が全く投入されていない分野がある。日本の社会保険制度も多額の公費が投入されている（例えば国民健康保険においては給付費の50%が公費で賄われている）が、全額公費の制度は社会保険制度とは位置づけられてない。このような点で日本とスウェーデンにおける社会保険の考え方に違いがあると考えられる。

表13-1 スウェーデンの社会保険収入・支出(2000年)

(百万SEK)

	収入				支出			剰余/不足
	保険料	法律に 基づく国費	その他	合計	給付費	管理費	合計	
傷病手当	74,574	12,574	—	87,148	84,559	2,589	87,148	0
薬剤等給付	—	2,117	—	2,117	2,001	116	2,117	—
障害手当	—	1,116	—	1,116	1,036	80	1,116	—
労災手当	12,290	190	—	12,480	7,343	312	7,655	4,825
自動車補助	—	241	—	241	209	32	241	—
介助者手当	—	5,392	1,654	7,046	6,960	86	7,046	—
老齢年金								
AP基金経由	144,274	—	28,704	172,978	138,840	1,655	140,495	32,483
国庫経由	7,745	3,297	—	11,042	10,842	200	11,042	0
積立年金制度	21,556	—	—	21,556	0	635	635	..
遺族年金	14,790	0	—	14,790	13,806	49	13,855	935
住宅費補助	—	9,844	21	9,865	9,641	224	9,865	—
部分年金	41	188	—	229	211	18	229	0
両親保険	19,141	0	—	19,141	16,488	603	17,091	2,050
児童手当	—	18,957	—	18,957	18,878	79	18,957	—
住宅手当	—	4,764	—	4,764	4,373	391	4,764	—
障害児介護手当	—	2,114	—	2,114	1,986	128	2,114	—
養育費補助	—	3,343	1,850	5,193	4,831	362	5,193	—
育児期間年金	—	3,240	—	3,240	3,240	..	3,240	—
その他	30	81	122	233	222	11	233	0
その他の事務費	—	1,148	—	1,148	—	1,148	1,148	—
計(2000年)	294,441	68,606	32,351	395,398	325,466	8,718	334,184	..

出典:スウェーデン社会保険庁

表13-2 スウェーデンの社会保険収入・支出(2001年)

(百万SEK)

	収入				支出			剰余/不足
	保険料	法律に 基づく国費	その他	合計	給付費	管理費	合計	
傷病手当	82,546	13,811	—	96,357	93,353	3,004	96,357	0
薬剤等給付	—	2,377	—	2,377	2,198	179	2,377	—
障害手当	—	1,145	—	1,145	1,060	85	1,145	—
労災手当	13,077	176	—	13,253	7,246	376	7,622	5,631
自動車補助	—	260	—	260	226	34	260	—
介助者手当	—	6,444	1,896	8,340	8,238	102	8,340	—
老齢年金								
AP基金経由	156,811	—	- 25,036	131,775	143,564	1,943	145,507	- 13,732
国庫経由	10,803	0	—	10,803	10,116	100	10,216	587
積立年金制度	18,376	—	—	18,376	0	442	442	..
遺族年金	16,109	0	—	16,109	14,007	58	14,065	2,044
住宅費補助	—	10,683	13	10,696	10,420	276	10,696	—
部分年金	0	266	—	266	260	6	266	0
両親保険	20,849	0	—	20,849	18,002	802	18,804	2,045
児童手当	—	21,232	—	21,232	21,108	124	21,232	—
住宅手当	—	4,371	—	4,371	3,994	377	4,371	—
障害児介護手当	—	2,180	—	2,180	2,053	127	2,180	—
養育費補助	—	2,885	1,884	4,769	4,380	389	4,769	—
育児期間年金	—	3,276	—	3,276	3,276	..	3,276	—
その他	—	45	127	172	166	6	172	0
その他の事務費	—	650	—	650	—	650	650	—
計(2001年)	318,571	69,801	- 21,116	367,256	343,667	9,080	352,747	..

出典:スウェーデン社会保険庁

表13-3 スウェーデンの社会保険収入・支出(2002年)

(百万SEK)

	収入				支出			剰余/不足
	保険料	法律に 基づく国費	その他	合計	給付費	管理費	合計	
両親保険	21,634	131	—	21,765	19,630	799	20,429	1,336
児童手当	—	21,127	—	21,127	21,018	109	21,127	—
住宅手当	—	4,082	—	4,082	3,717	365	4,082	—
障害児介護手当	—	2,242	—	2,242	2,110	132	2,242	—
養育費補助	—	2,747	1,956	4,703	4,298	405	4,703	—
育児期間年金	—	3,669	—	3,669	3,669	..	3,669	—
傷病手当	86,020	15,920	—	101,940	98,734	3,206	101,940	0
労災手当	13,620	168	—	13,788	7,273	369	7,642	6,146
介助者手当	—	7,630	2,241	9,871	9,767	104	9,871	—
薬剤等給付	—	2,147	—	2,147	1,969	178	2,147	—
障害手当	—	1,277	—	1,277	1,177	100	1,277	—
自動車補助	—	249	—	249	212	37	249	—
老齢年金								
AP基金経由	160,553	—	- 84,542	76,011	151,562	2,081	153,643	- 77,632
国庫経由	11,898	—	—	11,898	9,665	100	9,765	2,133
積立年金制度	20,403	—	—	20,403	1	526	527	..
遺族年金	16,743	26	—	16,769	14,421	70	14,491	2,278
住宅費補助	—	10,786	11	10,797	10,514	283	10,797	—
部分年金	0	186	—	186	182	4	186	0
その他	11,107	383	101	11,591	11,327	264	11,591	0
その他の事務費	—	746	—	746	—	746	746	—
計(2002年)	341,978	73,516	- 80,233	335,261	371,246	9,878	381,124	..

出典:スウェーデン社会保険庁